という。）」と、「法」とあるのは「旧簡易生命保険法」と、「日本郵政公社（以下「公社」という。）」とあるのは「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」という。）」と、「公社」とあるのは「機構」とする。

2　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法施行規則の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧簡易生命保険法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］		
第十七条	郵便局	事務所（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）第十八条第一項の規定による委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う事務所をいう。）
［略］		
第十九条第三項第二号	郵便局	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第十八条第一項の規定による委託又は同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた者が当該委託又は再委託を受けた業務を行う事務所

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令第十五条、第十六条の二及び別紙様式第二の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する年度に係る書類について適用し、同日前に開始した年度に係る書類については、なお従前の例による。

○総務省令第二十六号

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百六十七条第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十八日

総務大臣　石田　真敏

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（平成三十一年度の地方公共団体の負担金）	（平成三十年度の地方公共団体の負担金）
第二条　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が平成	**第二条**　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が平成